

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」の公布・施行

県では、「歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」という。）」（平成23年8月10日公布）に先立って、すべての県民の心身の健康保持増進に関する歯・口腔の健康づくり推進の基本理念等を定めた、「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（以下「口腔保健条例」という。）」を平成22年3月25日に公布し、同年4月1日施行となりました。

(2) 第3期「岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」の策定

県では、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な歯科口腔保健サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念とした「岐阜県歯・口腔の健康づくり計画（計画期間：平成14～24年度）（以下、「第1期計画」という。）」を策定し平成14年度から進めてきました。

8020運動（ハマルニイル運動：80歳で自分の歯を20歯以上保とうという運動）の目標達成を目指し、乳幼児期から高齢期のライフステージ別、介護を必要とする高齢者、障がい児（者）に対して様々な歯科保健施策の取組みを進め、第2期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画（計画期間：平成25年～平成29年度）（以下、「第2期計画」という。）では、新たに低年齢層の歯科疾患予防やライフステージ別の口腔機能の維持・向上に向けた取組みを進めてきました。

この結果、3歳児や12歳児のむし歯の減少、8020達成者の増加など、むし歯の減少、歯を保持する高齢者の増加などの成果を得ることができましたが、歯周病を有する人は増加の傾向にあります。

また、高齢化の進行によって、介護を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な介護を必要とする高齢者や障がい児（者）に対する歯科保健医療の実施体制の整備を図る必要があります。

このため、第1期計画及び第2期計画の取組成果を踏まえ、新たに第3期計画を策定し、本県の現状や取組方針、行政及び歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科保健医療に係る業務に従事する者や教育関係者、福祉関係者等の役割分担を明確にすることで県民の歯と口腔の健康づくりの環境整備や行動・意識の改善を着実に推進していくこうとするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「歯科口腔保健法第 13 条」や「口腔保健条例第 11 条」に基づく歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画であり、保健・医療、介護・福祉分野の次の計画等と整合性を図っています。

名 称	期 間
第 7 期岐阜県保健医療計画	平成 30～35 年度
第 3 次ヘルスプランぎふ 21 (岐阜県健康増進計画)	平成 30～35 年度
第 3 次岐阜県食育推進基本計画（食育基本法に基づく計画）	平成 29～33 年度
第 7 期岐阜県高齢者安心計画 (岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画) (介護保険法に基づく計画)	平成 30～32 年度
第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン (障害者基本法に基づく計画)	平成 30～32 年度

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 35 年度の 6 年間とします。また、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じ中間年度（3 年）で見直しを行います。

4 計画の目標・評価

ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進し、「食べる喜び」や「話す楽しみ」などから得られる QOL（生活の質）の向上に向け、「8020 の達成」や「口腔機能の維持・向上」など、具体的な 4 つの目標を掲げ、その達成度を評価します。

具体的な 4 つの目標

目標	内 容
健康	生涯にわたって自分の歯を20歯以上保ち、よく噛んでおいしく食べられることを目指します。
行動	県民一人ひとりが、歯と口腔の健康づくりを行うための正しい知識を得るとともに、定期的に歯科健診を受けることによる、歯科疾患予防と口腔機能の維持・向上を図ります。
意識	県民一人ひとりが、自分の歯と口腔に関心をもち、日常生活における歯と口腔の健康づくりへの意識の醸成を図ります。
環境	県及び市町村、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士をはじめとする歯科医療等業務従事者、医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者、教育関係者、福祉関係者、労働衛生及び医療保険者が連携して、歯科保健医療サービスや歯科疾患予防、口腔機能の維持・向上に向けたサービスが提供できる環境づくりを推進します。

5 計画の基本方針

計画の目標達成に向け、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の基本方針により歯と口腔の健康づくりの推進のための取組みを推進します。

また、保健・医療、教育、福祉、労働衛生、その他の関連する分野の施策と連携し、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進します。

(1) 歯科疾患の予防

健全な歯と口腔を育み、口腔機能の獲得をするため、妊娠婦期（胎児期）・乳幼児期、学齢期におけるむし歯予防や成人期における歯周病予防等、歯科疾患予防や正しい知識の醸成に取組みます。

(2) 口腔機能の維持・向上

健全な口腔を維持するため、成人期、高齢期における口腔機能の維持・向上に向けた取組みを普及するとともに、歯の喪失防止に向けた取組みを推進します。

(3) 定期的に歯科健診等を受けることができない人への対応

介護を必要とする高齢者や障がい児（者）に対して、定期的な歯科健診の実施、歯科治療の確保を目指した支援体制を推進します。

(4) 歯・口腔の健康づくりに必要な社会環境の整備

歯と口腔の健康の保持増進に関する医科歯科連携、歯科医療・介護連携の強化や、県民に向けた正しい知識の普及啓発など、社会環境の整備を推進します。

(5) 人材の確保・育成

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士をはじめとする歯科医療等業務従事者、歯科口腔保健の推進に必要な人材の確保・育成を推進します。

(6) 普及啓発

歯と口腔の健康管理について、県民が正しい知識を持ち、自ら積極的に取組めるよう、一層の普及啓発を推進します。

(7) 在宅歯科医療の推進

通院が困難な人や在宅療養者に対して、必要な歯科医療を提供できる体制づくりを推進します。

6 歯科口腔保健を推進するための基本的事項

歯科口腔保健法に定める基本的事項に基づき、県の歯・口腔の健康づくりの目標を実現するために関係者と連携しながら進める施策は、以下の事業とします。

1 ライフステージにおける歯・口腔の健康づくりに関する目標・計画

- (1) 妊産婦期（胎児期）・乳幼児期 【出生前から5歳】
- (2) 学齢期 【概ね6歳から19歳】
- (3) 成人期 【概ね20歳から64歳】
- (4) 高齢期 【概ね65歳以上】

2 定期的に歯科健診等を受けることができない人に関する歯科口腔保健目標・計画

- (1) 介護を必要とする高齢者
- (2) 障がい児（者）
- (3) 無歯科医地区等に在住する通院困難者

3 歯・口腔保健の推進に必要な社会環境の整備に関する計画

- (1) 歯科口腔保健推進のための環境整備
- (2) 正しい知識の普及啓発
- (3) 歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成
- (4) 歯科口腔保健に関わる人の連携・協力
- (5) 歯科口腔保健に関する調査・情報の提供
- (6) 口腔がん対策
- (7) 周術期口腔保健対策
- (8) 口腔外傷対策
- (9) 災害対策
- (10) 地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備